

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	令和4年6月27日
【会社名】	株式会社高田工業所
【英訳名】	TAKADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 寿一郎
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【電話番号】	北九州093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長 副島 淳一
【最寄りの連絡場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【電話番号】	北九州093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長 副島 淳一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【提出理由】

令和4年6月24日開催の当社第75回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 令和4年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案> 第1号議案から第5号議案まで

第1号議案 剰余金の処分の件

第75期の期末配当金については普通株式1株当たりの配当金として10円、優先株式（B種株式）1株当たりの配当金として9円8銭8厘とする。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更する。

- (1) 変更後定款第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。
- (2) 変更後定款第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第20条）は不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、高田寿一郎氏、長谷川啓司氏、田所弘氏、丸山裕氏、廣橋幸一氏、岩本健太郎氏、仲村公孝氏、福田豊彦氏、稲葉和彦氏及び鳥居玲子氏（戸籍上の氏名：永原玲子。以下同様。）を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、福田剛氏、奥村勝美氏及び林秀之氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神尾康生氏を選任する。

<株主提案> 第6号議案

第6号議案 定款一部変更の件（B種株式の強制取得）

定款第14条の7として、以下の条文を新設する。

「（B種株式の強制取得）

第14条の7

当社は、令和4年6月30日以降、毎年8月1日（当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。以下「強制取得可能日」という。）に、B種株主またはB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種株式を取得することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該B種株主またはB種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。」

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	44,539個	633個	0個	97.08%	可決
第2号議案	44,956個	216個	0個	97.99%	可決
第3号議案					
高田 寿一郎氏	44,357個	815個	0個	96.69%	可決
長谷川 啓司氏	44,769個	403個	0個	97.59%	可決
田所 弘氏	44,779個	393個	0個	97.61%	可決
丸山 裕氏	43,194個	1,978個	0個	94.15%	可決
廣橋 幸一氏	43,197個	1,975個	0個	94.16%	可決
岩本 健太郎氏	43,194個	1,978個	0個	94.15%	可決
仲村 公孝氏	43,192個	1,980個	0個	94.15%	可決
福田 豊彦氏	44,652個	520個	0個	97.33%	可決
稲葉 和彦氏	44,774個	398個	0個	97.60%	可決
鳥居 玲子氏	44,686個	486個	0個	97.41%	可決
第4号議案					
福田 剛氏	44,820個	352個	0個	97.70%	可決
奥村 勝美氏	44,903個	269個	0個	97.88%	可決
林 秀之氏	44,731個	441個	0個	97.50%	可決
第5号議案	44,859個	313個	0個	97.78%	可決
第6号議案	7,833個	37,339個	0個	17.07%	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上